



議案第九十二号

三朝町土地開発基金条例の一部改正について

次のとおり、三朝町土地開発基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十六年九月二十日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四十六年九月廿五日原案可決

三朝町議会議長牧田 稔

三朝町条例第 号

三朝町土地開発基金条例の一部を改正する条例

三朝町土地開発基金条例（昭和四十六年三朝町条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第七条を第八条とし、第三条から第六条までを順次一条づつ繰り下げる。

第二条第一項中「千五百六十八万五千円」を「千五百万円」に改め、同条を第三条とし、第一条を第二条とする。

第一条として、次の条を加える。

（目的）

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の規定に基づき、三朝町土地開発基金の設置及び管理に関する事項を定め、これを目的とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。